改正後	改正前
（秘密の保持等） **第９条**　［略］ ２　捜査を行うに当たつては、前項の規定により秘密を厳守するほか、告訴、告発、犯罪に関する申告その他犯罪捜査の端緒又は犯罪捜査の資料を提供した者その他捜査の関係者（第11条（被害者等の保護等）第２項において「資料提供者等」という。）の名誉又は信用を害することのないように注意しなければならない。	（秘密の保持等） **第９条**　［同左］ ２　捜査を行うに当たつては、前項の規定により秘密を厳守するほか、告訴、告発、犯罪に関する申告その他犯罪捜査の端緒又は犯罪捜査の資料を提供した者（第11条（被害者等の保護等）第２項において「資料提供者」という。）の名誉又は信用を害することのないように注意しなければならない。
（被害者等の保護等） **第11条**　［略］ ２　前項の規定は、資料提供者等に後難が及ぶおそれがあると認められる場合について準用する。	（被害者等の保護等） **第11条**　［同左］ ２　前項の規定は、資料提供者に後難が及ぶおそれがあると認められる場合について準用する。
（逮捕状発付後の事情変更） **第103条**　［略］ ２　前項の場合において、刑訴法第201条の２第２項の規定による逮捕状に代わるものの交付があるときは、当該逮捕状に代わるものをも直ちに裁判官に返還しなければならない。	（逮捕状発付後の事情変更） **第103条**　［同左］ ［項を加える。］
（通常逮捕状の請求等） **第119条**　刑訴法第199条第２項の規定による逮捕状（以下「通常逮捕状」という。）の請求（当該請求と同時に同法第201条の２第１項の規定による逮捕状に代わるものの交付の請求をする場合にあつては、当該逮捕状に代わるものの交付の請求を含む。次項において同じ。）は、公安委員会が指定する警部以上の階級にある司法警察員（以下「指定司法警察員」という。）が、責任をもつてこれに当たらなければならない。	（通常逮捕状の請求） **第119条**　刑訴法第199条の規定による逮捕状（以下「通常逮捕状」という。）の請求は、同条第２項の規定に基き、公安委員会が指定する警部以上の階級にある司法警察員（以下「指定司法警察員」という。）が、責任をもつてこれに当らなければならない。
２　指定司法警察員が通常逮捕状の請求をするに当たつては、順を経て警察本部長又は警察署長に報告し、その指揮を受けなければならない。ただし、急速を要し、指揮を受けるいとまのない場合には、請求後、速やかにその旨を報告するものとする。	２　指定司法警察員が通常逮捕状を請求するに当つては、順を経て警察本部長または警察署長に報告し、その指揮を受けなければならない。ただし、急速を要し、指揮を受けるいとまのない場合には、請求後、すみやかにその旨を報告するものとする。
（緊急逮捕状の請求） **第120条**　刑訴法第210条第１項の規定による逮捕状（以下「緊急逮捕状」という。）の請求は、指定司法警察員又は当該逮捕に当たつた警察官がこれを行うものとする。ただし、指定司法警察員がいないときは、他の司法警察員たる警察官が請求しても差し支えない。 ２　緊急逮捕した被疑者の身柄の処置については、順を経て警察本部長又は警察署長に報告し、その指揮を受けなければならない。 ３　被疑者を緊急逮捕した場合は、逮捕の理由となつた犯罪事実がないこと若しくはその事実が罪とならないことが明らかになり、又は身柄を留置して取り調べる必要がないと認め、被疑者を釈放したときにおいても、緊急逮捕状の請求をしなければならない。	（緊急逮捕状の請求） **第120条**　刑訴法第210条の規定による逮捕状（以下「緊急逮捕状」という。）は、指定司法警察員または当該逮捕に当つた警察官がこれを請求するものとする。ただし、指定司法警察員がいないときは、他の司法警察員たる警察官が請求してもさしつかえない。 ２　緊急逮捕した被疑者の身柄の処置については、順を経て警察本部長または警察署長に報告し、その指揮を受けなければならない。 ３　被疑者を緊急逮捕した場合は、逮捕の理由となつた犯罪事実がないこともしくはその事実が罪とならないことが明らかになり、または身柄を留置して取り調べる必要がないと認め、被疑者を釈放したときにおいても、緊急逮捕状の請求をしなければならない。
（逮捕状に代わるものの交付の請求の疎明資料） **第122条の２**　逮捕状に代わるものの交付の請求をするときは、当該請求に係る者が刑訴法第201条の２第１項第１号又は第２号に掲げる者のいずれかに該当することを疎明する被害届、参考人供述調書、捜査報告書等の資料をも添えて行わなければならない。	［条を加える。］
（請求のための出頭） **第123条**　逮捕状の請求（当該請求と同時に逮捕状に代わるものの交付の請求をする場合にあつては、当該逮捕状に代わるものの交付の請求を含む。第125条において同じ。）に当たつては、なるべくその事件の捜査に当たつた警察官が裁判官のもとに出頭しなければならない。 ２　裁判官から特に当該逮捕状を請求した者の出頭を求められたときは、当該請求者が自ら出頭して、陳述し、又は書類その他の物の提示に当たらなければならない。	（請求のための出頭） **第123条**　逮捕状を請求するに当つては、なるべくその事件の捜査に当つた警察官が裁判官のもとに出頭しなければならない。 ２　裁判官から特に当該逮捕状を請求した者の出頭を求められたときは、当該請求者が自ら出頭して、陳述し、または書類その他の物の提示に当らなければならない。